

総務省と地方公共団体の幹部懇談会 議事概要 公表用 (第3日 第5回)
平成20年6月25日(水) 14:00~15:00
参加都道府県：愛知・滋賀・京都・島根・岡山・広島・愛媛・高知

- ① 地方公共団体の重点事項について
- ：経済団体と連携して環境問題に取り組んでいる。
 - ：航空宇宙産業の整備、ものづくりの拠点、知の拠点として、産学官連携の研究施設を作る予定。
 - ：財政状況は、平成19年度は過去最高の税収だが、来年度は原油高の影響と税制改革による減収で、法人事業税の大幅な減収を予想している。
 - ：今までは基金を取り崩してきたが、これからは基金も底をつく。給与カットも限界に来ているし、行革債の充当先もほとんどない状況。キャッシュフローが非常に厳しい状況。地方交付税を充実・増額すべき。
 - ：造林公社の債務対策として、木材を伐採した時期に債務の返済ができるような新たな金融システムの構築が求められる。
 - ：基金もほとんど底をつき、社会保障経費も限界。交付税を増額すべき。
 - ：「限界集落」はイメージが悪く表現を変えるべき。
 - ：NPO・企業と連携して里山の再生に取り組んでいる。里山の再生は、地域だけの問題ではなく、都市問題と捉えるべき。
 - ：例えば寄附をした人がその地域の参政権を持てるような、いわば「ふるさと参政権」のような制度の検討が必要ではないか。
 - ：交付税の配分基準を、人口ではなく面積を重視する等、過疎地に配慮した基準にすべき。
 - ：第二次分権改革においては、個別団体ごとに分権に伴う財源調整が必要であり、地方分権推進税を創設すべき。
 - ：新過疎法では過疎地域の現状を踏まえ、手厚い支援が必要。
 - ：平成16年度の地財ショックで削減された交付税を増額すべき。

○：県民サービスをただちに削減できないので基金を取り崩してきたが、それも限界。この秋の消費税を含む税制の抜本改革では、地方消費税を含む地方税を充実すべき。

○：過疎集落のうち20%以上が10世帯未満の集落だ。

デマンドタクシーで過疎地域の約半分をカバーしているが、まだまだ不十分。今年度から、積雪で移動しにくい冬場だけでも、中心部のかつての診療所等を改修して、転居してもらおう制度を立ち上げたが、効果は不透明。

○：新過疎法では国土の管理委託費といった考え方で、直接払い制度の創設を検討すべき。

○：医師不足が深刻。医師の絶対数が減少している。原因を分析しているが、よく分からない。

○：財政構造改革で、投資的経費や人件費を大幅に減らしているが、社会保障費の増大は避けられない。交付税を増額すべき。全国知事会でも、税制の抜本改革で地方税を充実すべきと主張しているところ。

○：農業中心で高齢化が激しい地域では、燃油高騰でさらに大変だ。

○：地デジ対応やブロードバンド対応に重点を置いているが、多額の費用がかかるので、補助金等制度の拡充をすべき。

○：2010年に地デジ放送が開始されると、衛星放送で代替したとしても、地域放送は見られない地域が出てくる。放送エリアの拡大・受信機の無償変更といった過疎地や経済的弱者への配慮が必要。

② フリーターキング

★「限界集落」の呼称について

○：「水源の里」という言葉に言い換えられている。

○：小規模高齢集落はどうか？公募している県もあるようだ。

○：重要な機能を果たしているというニュアンスが出るものがない。

★医師確保について

○：全国で6県だけ医師の絶対数が減少している（石川、鳥取、広島、香川、愛媛、高知）研修制度の変更の影響が大きい。

- ：絶対数は減少していないが、離島・中山間地は少ない。特に産婦人科医が少なくなった。
 - ：開業医が駅前に増えて救急医が減っている。
 - ：奨学金の返済免除は過疎地への派遣に有効。
 - ：最近になって医学部生を増やそうとしているが、増員の効果が現れるのは10年後だ。
 - ：急性期医療従事者の激減が問題だ。自治医大出身者は各市町村の取り合いもう少し自治医大生を増やすべき。
 - ：脳外科、産科、小児科は絶対数が少ない。医学部志望段階で、最低限の数を確保することもひとつの方法だ。
 - ：公立病院の医師不足が深刻だ。特に40代の開業率が高い。
 - ：かつては開業すると時間がとれないと言われたが、今は勤務医の方がはるかに忙しい。公立病院でも、夜勤明けに夕方まで連続して勤務するというのも珍しくない。勤務医は大都市部しか確保できない。
 - ：僻地の医師・看護師を増やすために、診療報酬を上げるべき。地方勤務を法律で義務づけるのも一方策。
 - ：絶対数を増やすと、まずは都市部が増えるだろうが、いずれは玉突き現象で中山間地域も増えるだろう。弁護士がそうだ。
- ★行財政改革について
- ：恒常的な収支不足は、地方財政制度そのものに対する不信につながる。
 - ：地方の実情が国に伝わっていないというフラストレーションがある。
 - ：国と地方が対立という捉え方はまずい。全体のパイが増えない中での改革なので、ゼロサムゲームになりがちだが、片方を押せば、片方が引っ込むというのではやはりダメだ。国と地方の両方の財政再建が急務。
 - ：地方への権限移譲は、地方としても嬉しいし、やらねばならない。しかし、第一次分権改革のように権限だけでは困る。財源が伴うのか地方は不安。

- ：財源についての心配があるので、どうしても地方公共団体は慎重になる。そうすると、世間は権限移譲そのものに対して地方は消極的と捉えてしまう。
- ：河川は、現在でもほとんど国ではなく県が管理している。改革ではじめて県に全て移譲するかのような報道がなされている。
- ：上流は県が、下流は国が管理している。上流地域の整備計画はできたが、財源は捻出できない。公共事業の移譲は、財源とセットでなければならない。
- ：国交省の補助事業は堤防とダムとがセット。堤防だけを作ろうとすると出来ない。

★ 過疎地の交通について

- ：過疎地では、道路を整備しても運転ができない高齢者が多い。そのような状況で、デマンドタクシーは有効な手段。このようなソフトの対策は新過疎法の課題だ。
- ：ある市では、民営バスが鉄道と連携して、パークアンドライドを行っている。市が補助しているが、思ったより赤字が出ない。
- ：過疎債もソフト事業に使えばよいのだが。